

給料の特別調整額に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和八年三月十日

徳島県人事委員会委員長 坂 田 千代子

給料の特別調整額に関する規則の一部を改正する規則

給料の特別調整額に関する規則（規則六―四二）の一部を次のように改正する。

別表第一中「三好警察署長」を「阿波吉野川警察署長」に、	「会計管理幹	「情報管
	情報管理幹	会計管
	厚生管理幹	厚生管
		被害少

理幹
理幹
理幹
に改める。
年支援幹

附 則

この規則は、令和八年四月一日から施行する。ただし、別表第一の改正規定（「三好警察署長」を「阿波吉野川警察署長」に改める部分に限る。）は、同年三月二十三日から施行する。